

住民・ボランティア・建築物所有者・管理者の皆様へ

被災建築物のアスベストにご注意ください！

戸建住宅にはアスベスト（石綿）を含む建材が使用されている場合があります。災害時には倒壊・損壊により同建材が露出することでアスベストが飛散するおそれがあります。家屋の片付けなど倒壊・損壊建物に近づいた際に**アスベストを吸い込むことで健康被害を生じるおそれがあります**ので、**むやみに倒壊・損壊建物に近づかない**ようにしましょう。やむを得ず、作業等を行う場合は、防じんマスクを着用の上、吸い込まないように注意して作業してください（注意事項は下記、裏面参照）。

戸建住宅におけるアスベスト含有建材の使用部位例



平成18年（2006年）9月以前に建てられた建築物に使用されている可能性があります



出典：目で見えるアスベスト建材（第2版 平成20年3月 国土交通省）

防じんマスクについて

- ・防じんマスクを事前に用意しましょう。
- ・**しっかりと顔に密着させ**、正しくマスクを装着しましょう。

適切な性能を有する防じんマスクを使いましょう

以下のいずれか一つ以上の合格・認定を受けた防じんマスクを使いましょう。

- 厚生労働大臣の型式認定／例：DS2マスク等
- NIOSH規格／例：N95マスク等
- 欧州規格（EN149）／例：FFP2マスク等



正しいマスクの付け方はこちらから

出典：環境省

間違ったマスクの付け方に注意しましょう

（使い捨てマスクについて「悪い例」の紹介）



しめひもが片側はずれている

マスクが上下逆さま

しめひもが首元で2本がけになっている

しめひもを加工して耳かけ式になっている

住民・ボランティアの方へ

倒壊・損壊した建物の周囲で作業が必要な場合、以下の事項を遵守してください。

遵守事項

- ・防じんマスク（N95等の規格適合品）を正しく着用する（表面参照）
- ・成形板（スレート材等の建材）を片付け、処分する際には、散水・薬液等の散布により湿潤化する
- ・ハンマーでの破砕やカッターでの切断など、粉じんを発生させる作業を行わない
- ・倒壊・損壊した建築物には、おやみに近づかない

建築物所有者・管理者の方へ

平常時における準備

アスベスト含有建材の使用状況の把握をお願いします。

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」
第2章「平常時における準備」参照



災害時における応急対策

環境省 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル

アスベストが飛散するおそれがある状況が確認された場合、以下の飛散防止対策を実施してください。

災害時における飛散防止対策

- ・ビニールシート等での養生により、飛散防止を図る
- ・散水・薬液等の散布により湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・養生・散水等の実施が困難な場合は、対象建築物の周囲をロープ等で区切り、立入禁止とする
- ・災害時においても、建築物の解体・改修をする場合は、大気汚染防止法等の関係法令に基づき、アスベスト事前調査及び事前調査結果の報告を行い、飛散防止措置を適切に行う必要があります。詳細は、[ひょうごの環境ホームページ](#) > [大気環境](#) > [アスベスト](#) のページをご覧ください

【お問い合わせ先】

窓口	連絡先等	管轄市町
阪神北県民局環境課	宝塚市旭町2-4-15 TEL 0797-83-3101(代)	芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨県民局環境課	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-1101(代)	高砂市、稲美町、播磨町
北播磨県民局環境課	加東市社字西柿1075-2 TEL 0795-42-5111(代)	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
西播磨県民局環境課	赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2100(代)	神河町、市川町、福崎町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町
但馬県民局環境課	豊岡市幸町7-11 TEL 0796-23-1001(代)	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波県民局環境課	丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-72-0500(代)	丹波篠山市、丹波市
淡路県民局環境課	洲本市塩屋2-4-5 TEL 0799-22-3541(代)	洲本市、南あわじ市、淡路市

兵庫県環境部水大気課

電話 : 078-362-3287

E-mail : mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp



※ 神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市、加古川市については、各市環境保全担当課にお問い合わせください。